

板橋区保育施策のあり方検討に向けた方向性について

1 はじめに

板橋区では、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために、平成29年11月に「板橋区公立保育所のあり方について」を、令和元年7月に「公立保育所の再整備方針」を策定した。

しかしその後、こども家庭庁の創設、児童福祉法の改正、少子化対策の強化や、新型コロナウイルス感染症の影響等によって板橋区の子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化した。

また、認可保育所、小規模保育事業所の施設整備や保育定員の拡大を行う等、待機児童対策に積極的に取り組んできた成果として、令和4年4月に待機児童ゼロを達成した。しかし、就学前人口は減少に転じ、入園申込者数の伸びが鈍化し、一部の保育所では欠員が生ずるといった、新たな課題も発生している。

また、公立保育所の老朽化も顕著であり、8割以上が築40年以上を経過している。これに対しては、「いたばしNo.1 実現プラン2025 経営革新計画・公共施設等ベースプラン」の方向性を踏まえ、民間活力の活用による公立保育所の民営化、既存園との統合・閉園、改築、長寿命化改修など、様々な手法を駆使しつつ、持続可能な保育サービスを提供しなければならない。

これらの状況を踏まえながら、公立保育所だけでなく区の保育施策全体を区の重要な資源ととらえ、今後、板橋区保育施策のあり方を検討していくこととする。

2 検討の方向性

(1) 保育の質について

「板橋区公立保育所のあり方」では、公立保育所が区の保育施策をリードする姿をめざしてきた。公立保育所が保育施策の重要な資源である一方、民間保育施設数は公立保育所の約5倍あり、保育定員全体に占める民間保育施設の割合も約74%となっている。公立保育所が長きに渡りノウハウを蓄積、展開してきた一方、民間保育施設も創意工夫を重ね、保育の質の向上が図られてきた。そのため、公立保育所がリードするのではなく、公立・民間保育施設のそれぞれがノウハウや保育スキルを区内すべての保育施設へ、相互に協力し波及させながら保育の質を高め合っていく取組みを検討していく。板橋区保育運営課及び保育サービス課はその中心となり、公立・私立双方の特色を引き出ししていけるよう取り組んでいく。

(2) 育ちのエリアについて

「板橋区公立保育所のあり方」では、子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携の枠組み、公立保育所を中心としたネットワーク基盤として、「育ちのエリア

ア」の設定を掲げた。しかし、その後子ども・子育て分野を取り巻く環境は大きく変化した。児童虐待件数が年々増加するなか、令和4年4月には板橋区子ども家庭総合支援センターを設置し、虐待未然防止を含めた対策に総合的に取り組んでいる。改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」や「地域子育て相談機関」等の設置や、子どもの多様な居場所等の課題に対応するため、子育て応援児童館 CAP' S の今後のさらなる展開についても検討しているところである。保育施設についても、令和4年4月に待機児童ゼロを達成し、新たに欠員対策が課題となっている中、「プレ幼稚園」や「こども誰でも通園制度」等、さらなる変化が想定されている状況にある。

「育ちのエリア」は保育施設を軸に設定された考え方だが、切れ目ない子育て支援を実現するためには、保育施設だけを中心に考えるのではなく、子ども家庭総合支援センターや健康福祉センター、CAP' S、i-youth、あいキッズ、今後のこども家庭センター・地域子育て相談機関等、より広い視野で様々な関係機関が包括的かつ施策横断的に対応していく必要がある。そのため、「育ちのエリア」については、保育分野独自で設定するのではなく、既存の5地域、18地域、小中学校区等の様々な視点から、保育施設を含む地域社会全体を俯瞰して改めて整理していく。保育施設は、多様に存在する子ども・子育て支援の一機能として役割を果たしていくとともに、保育施設間の連携、幼小との連携、改正児童福祉法における「地域子育て相談機関」への位置づけ等を検討していく。

なお、研修や巡回等については、エリアにとらわれることなく区内全域で相互に強化・実施しており、これは継続していく。

(3) 公立保育所の役割について

公立保育所については、私立認可保育所だけでは対処しきれない課題への試験的な対応（これまでの事例：要支援児や医療的ケア児の積極的な受入等）の他、災害時や民間保育施設の撤退等による緊急時の保育需要への対応、私立認可保育所の欠員対策に向けた調整弁としての役割等、組織力を生かした弾力的な運営を行っている。また、災害対応等のみならず、区の一時保護所、児童館、子ども家庭総合支援センターの相談員としても保育士資格を保有する人材の確保は重要であるとともに、多様な職場があることにより人材が流動的になり、「地域子育て相談機関」としての役割を果たせる人材育成につなげることが求められている。

また、保育士不足が社会的問題となっている中、保育の質を高めていくためにも、保育士人材のさらなる育成は急務であり、時代の変化に柔軟に対応できる保育士を体系的に育成できる仕組みを検討する必要がある。

これらを踏まえ、公立保育所の役割や今後の方向性を改めて整理し、一部の公立保育所においては改築・改修を行い、一定数確保していく。

3 検討期間

令和6～7年度を検討期間とする。検討結果については、令和8年度を始期とする次期板橋区子ども未来応援宣言や次期板橋区基本計画等への位置づけを検討していく。

4 保育施設の整備について

(1) 民営化・既存園との統合・閉園について

「公立保育所の再整備方針」については、原則としてその内容を維持するが、一方で待機児童数ゼロを継続しながらも、保育需要の動向をふまえて整備していく必要があるため、公立保育所については一部を除き長寿命化改修や改築は行わず、地域の保育需要や近隣の認可保育所の定員の充足状況を勘案し、民営化だけでなく、統合・閉園を含めて検討していく。また、老朽化した保育園に限らず、代替地が確保できた保育園や、比較的新しく現状の建物のまま引き渡せる保育園等、弾力的に民営化をすすめていく。

(2) 公立保育所の改築・改修について

すべての公立保育所を民営化・統合・閉園するのではなく、今後検討・整理する公立保育所の役割に応じて、一部の公立保育所は長寿命化改修・改築を行い、維持していく。

(3) 民間保育施設の新規整備について

待機児童ゼロを継続するためには、まちづくりや大規模集合住宅建設等による局地的な需要増等に対して民間保育施設の開設を誘導する等、必要な受け皿を確保していく必要がある。しかし、今後保育需要数が減少し、欠員の増加が見込まれることから、需要以上の新規施設整備については慎重に判断していく。

(4) 家庭福祉員について

家庭福祉員は、長時間の保育利用を必要としない家庭や短時間就労、傷病等の理由で選考指数の低い家庭、あるいは年度途中入所児の受け皿としての役割等、認可保育所とは異なる需要に応じてきた。一方、保育需要の先行きが不透明であること、定年（原則 65 歳）により年々減少していく傾向にある。

これらを踏まえ、区全体の待機児童が解消されている中で、家庭福祉員の役割や地域における保育需要、他の保育施設との連携等を見据えた課題の整理を行い、必要に応じて他施設への移行も含めて検討していく。

なお、家庭福祉員に対する需要が大幅に増加するとともに、保育資格及びベビーシッター等の経験があること等、一定の条件を満たした希望者が発生した場合においては、改めて新規募集の必要性を検討する。

(5) ベビールームについて

家庭福祉員と同様、定年（原則 65 歳）により年々減少していく傾向にある。他の保育施設の整備状況を勘案し、今後の子育て世帯への新たな施設活用等も検討しながら、委託している家庭福祉員の定年にあわせて順次閉園に向け調整していく。

(6) 民営化等計画（第 2 期）について

別紙のとおり、民営化・統合・閉園について検討していく。

(7) 跡地活用について

民営化や統合・閉園等により発生する保育園跡地については、貸付や売却だけでなく、子ども・子育て分野における活用の可能性を含め、柔軟に検討していく。

公立保育所の民営化等計画（第2期）について

1 公立保育所の民営化等について

「公立保育所の再整備方針」及び「保育施策のあり方検討に向けた方向性について」に基づき、建築年数等による老朽化、代替地の確保、地域の保育需要等を踏まえ、総合的に民営化対象園の検討を行った結果、第2期（令和6年度～10年度）の民営化等準備に着手する保育園を次のとおり選定しました。

今後は、「公立保育所の民営化ガイドライン」により、民営化園移行に向けた手続きを進め、原則、民営化移管実施年3年前に個別計画を策定し、具体的なスケジュール等を公表します。

なお、民営化等年度及び個別計画公表の年度については、民営化等スケジュールの具体化において変更する場合があります。また、代替地の確保等が可能となった場合には、民営化等対象園の追加公表を行う場合があります。

また、保育需要の状況等によっては、民営化ではなく統合・閉園も検討していきます。

2 民営化等対象園

No	園名	築年数	定員	個別計画公表 (予定)	備考
1	向台保育園	57年	46名	令和6～10年度	
2	みなみ保育園	56年	65名		
3	中板橋保育園	54年	76名		
4	大谷口保育園	31年	122名		
5	赤塚保育園	31年	95名		
6	小桜保育園	22年	78名		
7	新河岸保育園	51年	87名		
8	ときわ台保育園	54年	94名		第1期からの継続
9	西台保育園	48年	84名		第1期からの継続

高島平地域については、まちづくりの状況などを踏まえ、方針等を検討していきます。

3 今後の民営化等手続き

(1) 民営化等対象園の保護者への説明会を順次開催します。

(2) 公立保育所の民営化ガイドラインに基づき、原則、下記の基本的なスケジュールに基づき、手続きを進めます。

※代替地の確保等の状況により、下記のスケジュール内容を変更する場合があります。

統合・閉園についても原則、民営化と同様のスケジュールを予定しています。



